

(一社) 宮崎県トラック協会 研修会館利用規程

(名称)

第1条 一般社団法人宮崎県トラック協会総合研修会館及び支部輸送サービスセンター（以下「会館」という。）の適正な維持管理を図るため、その利用についてはこの規程の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 この会館を利用できる者は、協会々員及びその従業員とする。ただし、協会関係団体、協会々員及びその従業員の利用に支障のない範囲で協会が認めたその他（以下「一般」という。）に利用させることができる。

(利用施設の範囲)

第3条 この規程でいう会館の利用とは、次に掲げる会館の施設利用をいう。

- (1) 2階研修室
- (2) 1階小会議室
- (3) 屋外駐車場
- (4) 支部輸送サービスセンター

(開館日及び利用時間)

第4条 会館の利用は原則として午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、協会が特に認めた場合に限り夜間、土曜日、日曜日、祝祭日の利用、平日における利用時間の変更を行うことができる。

(利用の申込み)

第5条の1 会館を利用しようとする者は、事前に利用状況を確認の上仮予約をすることができる。

※利用月の3ヵ月前より受付、但し会員事業所はこの限りではない。

第5条の2 仮予約完了の者は、協会所定の利用申込書に所要事項を記載し、仮予約日より10日以内に協会へ申込まなければならない。

第5条の2 協会は、一般の利用申込受付の際、利用責任者の身分証明書又はこれに変わるものの提示を求めることができる。

(利用承認)

第6条 前条の利用承認は、申込順によるほか、申込人員及び利用事情を勘案して行うものとする。

(利用料金の納付)

第7条 利用者は、別表の会館使用料金を利用日の3日前までに協会に納付しなければならない。

(利用時間の延長)

第8条の1 協会は、利用者の都合により利用時間の延長の申し出があったとき、その延

長する時間帯に他の利用者がなく、かつ会館運営に支障がない場合に限り、利用時間の延長を認めるものとする。

第8条の2 利用時間延長の申し出は、現に利用している時間帯の最終時刻の1時間前までに利用者が協会に申し出なければならない。

第8条の3 利用責任者は、利用時間の延長が承認されたときは、利用時間延長分の料金を速やかに協会へ納付しなければならない。

(利用の取消)

第9条 利用の申込を取り消す場合は、利用日の2日前までに速やかに協会に申し出るものとする。

(利用者の義務)

第10条 会館を利用する者は、掲示物、持込物品等の承認を得ることは勿論、その他の細部についても協会の指示に従わなければならない。

(利用の拒絶及び中止等)

第11条 次の各号のうちいずれかに該当する場合は利用取消または利用中といえども利用を中止させることができる。

(1) 利用にあたり、他人名義で申込又は、利用目的、人員等が申込書の記載内容と著しく相違するとき

(2) 会館の設備、什器備品を故意に破損、汚損または滅失したとき

(3) 風紀秩序を乱し、他に重大な迷惑をかけたとき

(4) その他、会館運営に支障をきたす行為をしたとき

第12条 利用責任者は、会館利用に際して起こった事故損害(利用者側に起因するもの)の一切について、その責を負うものとする。

(損害の賠償)

第13条 利用者が故意または過失によって、建物、什器備品等を破損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第14条の1 承認を得た利用者がその使用を終えたとき、又は使用の承諾を取り消されたときは、管理者の指示に従い直ちに使用場所を原状に復さなければならない。

第14条の2 利用者が前項の義務を履行しないときは、管理者がこれを履行し、その費用は利用者が支払わなければならない。

附則

この規程は、平成19年1月12日より施行する。

平成25年 3月29日一部改正